

## 【短期入所を利用した場合の入所費用】

1日の入所費用＝①基本部分＋②加算・減算情報＋③食費・居住費＋④その他の費用

- ①基本部分＝入所される方の要介護度と施設の居室形態により、以下の表から当てはまる費用を求める。  
 ②加算・減算情報＝各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。  
 ③食費・居住費＝入所される方の所得段階により、以下の表から当てはまる費用を求める。  
 ④その他の費用＝各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。  
 ※端数処理等があるため、①～④の合算額と実際の額が合わないことがある。

【1日の利用料金】

(単位：円)

①基本部分 (保険料金)						
併設型短期入所生活介護費		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
併設型短期入所生活介護費 (Ⅰ) 従来型個室 (定員 1名)		586	654	724	792	859
併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室 (定員 2名)		586	654	724	792	859
②加算・減算情報 (保険給付) ※網掛けになっているところが当施設の算定できる加算です。						
夜勤基準を満たさない施設減算	①の97%	夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	13	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ	18	
利用者数が利用定員を超える減算	①の70%	夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	18	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ	12	
職員の員数が基準を満たさない減算	①の70%	若年性認知症利用者受入加算	120	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	6	
30日を超える利用	30減	送迎加算 (片道)	184	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	
看護体制加算 (Ⅰ)	4	緊急短期入所受入加算	90			
看護体制加算 (Ⅱ)	8	療養食加算	23			
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	上記利用金額の8.3%を加算 ① + ② × 83/1000					
特定処遇改善加算 (Ⅱ)	上記利用金額の2.3%を加算 ① + ② × 23/1000					
③保険外でかかる経費 (食費・居住費)						
所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。	食 費		居 住 費			
		1 日	多床室	従来型個室		
利用者負担第 1 段階		300	0	320		
利用者負担第 2 段階		390	370	420		
利用者負担第 3 段階		650	370	820		
利用者負担第 4 段階		1,392	855	1,171		

## 【予防短期入所を利用した場合の入所費用】

月額の入所費用＝①基本部分＋②加算・減算情報＋③食費・居住費＋④その他の費用

- ①基本部分＝入所される方の要介護度と施設の居室形態により、以下の表から当てはまる費用を求める。  
 ②加算・減算情報＝各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。  
 ③食費・居住費＝入所される方の所得段階により、以下の表から当てはまる費用を求める。  
 ④その他の費用＝各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。  
 ※端数処理等があるため、①～④の合算額と実際の額が合わないことがある。

【1月の利用料金】

(単位：円)

①基本部分 (保険料金)					
併設型介護予防短期入所生活介護費		要支援 1	要支援 2		
併設型介護予防短期入所生活介護費 (Ⅰ) 従来型個室 (定員 1名)		438	545		
併設型介護予防短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室 (定員 2名)		438	545		
②加算・減算情報 (保険給付) ※網掛けになっているところが当施設の算定できる加算です。					
夜勤基準を満たさない施設減算	①の97%	個別機能訓練加算	56	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ	18
利用者数が利用定員を超える減算	①の70%	若年性認知症利用者受入加算	120	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ	12
職員の員数が基準を満たさない減算	①の70%	送迎加算 (片道)	184	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	6
機能訓練体制加算	12	療養食加算	23	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	上記利用金額の8.3%を加算 ① + ② × 83/1000				
特定処遇改善加算 (Ⅱ)	上記利用金額の2.3%を加算 ① + ② × 23/1000				
③保険外でかかる経費 (食費・居住費)					
所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。	食 費		居 住 費		
		1 日	多床室	従来型個室	
利用者負担第 1 段階		300	0	320	
利用者負担第 2 段階		390	370	420	
利用者負担第 3 段階		650	370	820	
利用者負担第 4 段階		1,392	855	1,171	